

区議会に関するアンケート調査にご協力を

【調査期間】 8月20日㈭～9月7日㈪
【調査方法】 無作為に抽出した20歳以上の方のご自宅に、調査票をお送りします。無記名で回答し、同封の返信用封筒で返送してください。

【問合せ】 議会事務局調査管理係 (本庁舎5階) ☎ (5273) 3534～

高齢者の方の火災被害を防ぐとともに火災予防の大切さを知つていただきため、65歳以上の方のみの世帯に、住宅用火災警報器(煙式)1個を、無料で設置します(すでに区から火災警報器の給付を受けてい

【対象】 新たに災害時要援護者登録名簿に登録した方の世帯(すでにこの制度で取り付けた世帯は対象になりません)。対象の方には、順次、申請書等をお送りしていきます。まだ取り付けていない世帯で希望する方は、お問い合わせください。

【取り付けの器具】 「家具転倒防止器具2点と火災警報器1点」※高齢者サービス課の住宅用火災警報器の無料設置(右記参照)の対象となる方は、家具転倒防止器具3点の設置となります。

【費用】 無料
【申込み】 「家具転倒防止器具申請書」に記入し、危機管理課へご返送ください。後日、区の委託業者が事前調査や取り付けに伺います(設置までに2か月程度かかる場合があります)。※設置後の維持管理は、ご自身で行ってください。

【問合せ】 危機管理課危機管理係 (本庁舎4階) ☎ (5273) 4508
 926～
 927～

議会改革の取り組み等に役立てます。ご協力をお願いします。調査結果の概要是、22年3月発行の「新宿区議会だより」でお知らせする予定です。

【問合せ】 ▼保険料の納付・相談: 介護保険課資格係 (本庁舎2階) ☎ (5273) 4273～

区内の皆さんの区議会への意識等を伺い、今後の議会改革の取り組み等に役立てます。ご協力をお願いします。調査結果の概要是、22年3月発行の「新宿区議会だより」でお知らせする予定です。

【問合せ】 ▼保険料の納付・相談: 介護保険課資格係 (本庁舎2階) ☎ (5273) 4273～

区内の未納分や当月以降分の保険料が、いつたん全額自己負担となります。その後、申請により9割を払い戻します(償還払

り)。災害等で財産に著しい損害を受けたときや、事業の廃止、失業等で、世帯の収入が大き

65歳以上の方のみの世帯の方へ

住宅用火災警報器の申請を

● 22年4月1日から

都内のすべての住宅に設置が義務付けられます。高齢者の方の火災被害を防ぐとともに火災予防の大切さを知つていただきため、65歳以上の方のみの世帯に、住宅用火災警報器(煙式)1個を、無料で設置します(すでに区から火災警報器の給付を受けてい

る住宅、都営・区営住宅は対象になります)。

【問合せ】 高齢者サービス課サー

ビス係 (本庁舎2階) ☎ (5273) 4591～

る住宅、都営・区営住宅は対象になります)。

【問合せ】 税務課収納管理係 (本庁舎6階) ☎ (5273) 4139～

納期限を過ぎると、延滞

【問合せ】 税務課課税第一係・第二係 (本庁舎6階) ☎ (5273) 4107～

の延長・利用者の増加など

金が加算される場合があります。忘れずに納めてください。

【問合せ】 税務課納税係 (本庁舎6階) ☎ (5273) 4508～

納期限を過ぎたり、分割納付とができます。

【問合せ】 環境対策課環境計画係 (本庁舎7階) ☎ (5273) 3763～

の認証を取得し、電気・ガス・水などの使用量の削減を

◆ 普通徴収の方の第2期分
 納期限は8月31日(月)

所得の著しい減少等で、納稅が困難と認められる場合には、申請により納める時期を遅らせたり、納める税額を分割することができます。

【問合せ】 公的年金からの住民税の引き落としが始まります

◆ 納稅でお困りのときは相談を

◆ 推進しています

特別区民税・都民税(住民税)

10月から

ISO14001を推進しています

20年度区の環境改善結果

65歳以上の方へ

介護保険料の納め忘れにご注意を

65歳以上の方へ

減少したときは、事由発生から6ヶ月以内に申請すると、保険料が減額または免除になる場合があります。保険料のお支払いが難しいときは未納のまま

● ISO14001の目標達成状況 (左表1・2)

◆ 介護保険料納付相談員が未納世帯を訪問しています

減少したときは、事由発生から6ヶ月以内に申請すると、保険料が減額または免除になる場合があります。保険料